

経緯

- ・都は、抜本改定を行った政府行動計画に基づき、新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・経験を踏まえ、都行動計画を改定（令和7年5月）
- ・国は、政府行動計画に定められた事項について、より具体的な内容など必要な事項を示す政府ガイドラインを改定（令和6年8月）

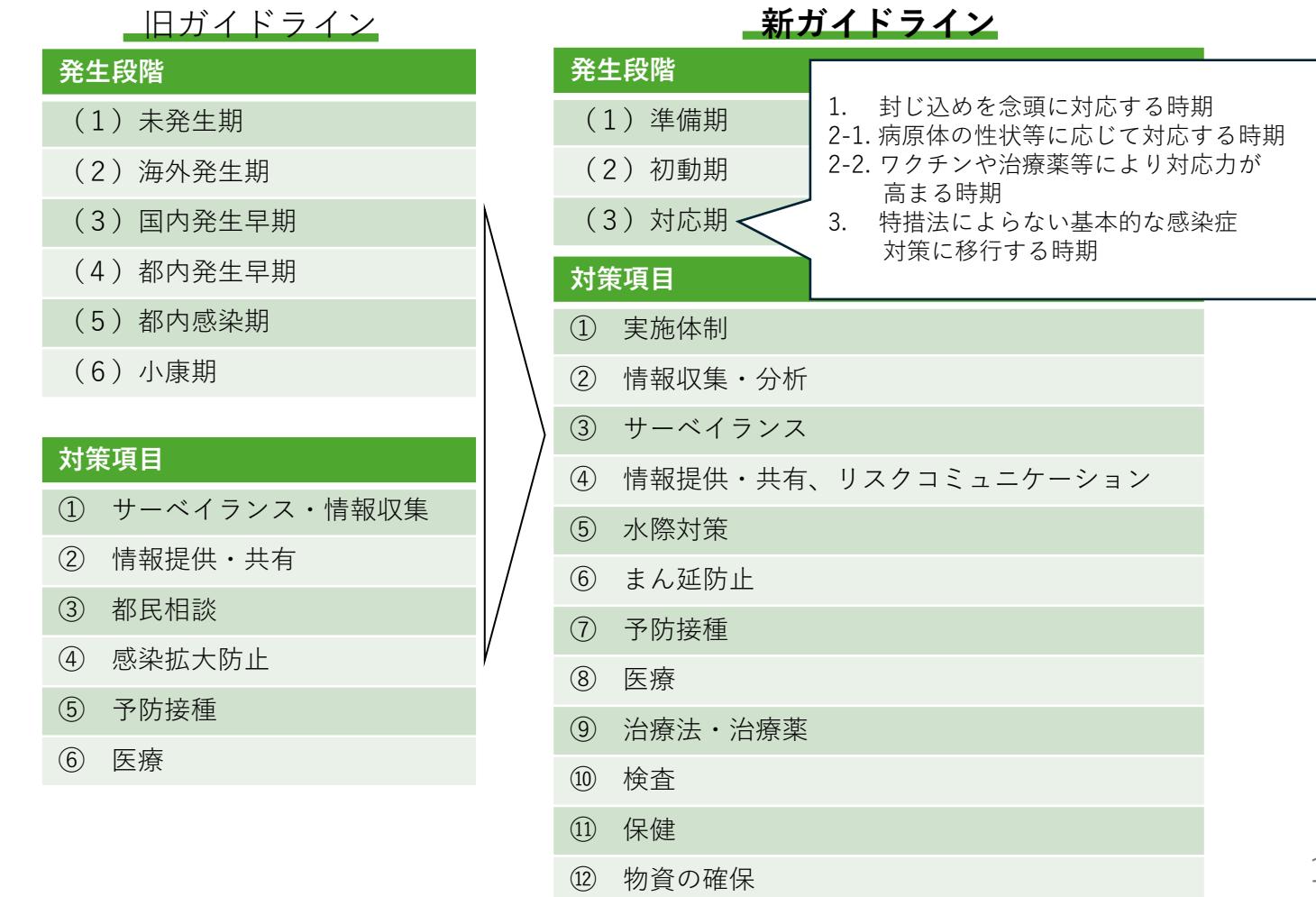
▶ 保健医療現場で必要となる具体的な内容・実施方法や関係者の役割分担等を示した、新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドラインを改定

改定のポイント

- 発生段階を3期に分けるとともに、対策項目を12項目に拡充し、内容を精緻化
- ブロック協議会を活用した地域の医療体制構築や、抗インフルエンザウイルス薬の都内の備蓄目標量等、都独自の内容についても引き続き盛り込む
- 急性呼吸器感染症サーベイランスの実施等、最新の取組を反映

※ 「新型インフルエンザ等」の対象となる感染症の定義

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）



新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドラインの概要②

各対策項目の概要

① 実施体制

- ・発生段階ごとに国及び都の主な動きを整理
- ・都対策本部や感染症対策連絡会議、連携協議会等が確実に機能するよう、**役割・開催時期を明記**
- ・有事の際の意思決定及び保健所・医療機関等への情報伝達の流れを記載

② 情報収集・分析

- ・情報収集・分析、リスク評価から政策上の意思決定までのプロセス及び感染症発生動向や医療提供体制の状況等、**平時・有事に収集する情報を整理**
- ・**東京iCDCや戦略ボード等の専門家の助言や連携協議会での協議を踏まえ**政策上の意思決定等を行うことを明記

③ サーベイランス

- ・疑似症サーベイランス、ARIサーベイランス等、実施するサーベイランスや**発生段階に応じたサーベイランスの実施体制、内容の切り替えを記載**
- ・東京感染症アラートや救急搬送サーベイランスといった**都独自のサーベイランスについても記載**

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・提供・共有する情報の認知度・信頼度の向上や一体的・整合的な**ワンボイスでの発信**を記載
- ・受け手に応じた情報提供・共有方法等や、**双方のコミュニケーションの推進**について記載

⑤ 水際対策

- ・平時から、国等による訓練等への参加を通じて、**国・関係機関との連携体制を構築**することを記載
- ・有事の際は、国の実施する水際対策に協力・連携し、健康監視等を実施することを記載

⑥ まん延防止

- ・まん延防止対策の必要性について平時から都民や事業者等へ周知し、理解促進を図ることを記載
- ・有事には、対策の効果及び影響を総合的に勘案し、**柔軟かつ機動的に対策を切り替える**ことを記載

⑦ 予防接種

- ・特定接種及び住民接種について、医療従事者等の確保や接種会場の確保等、**都及び区市町村における接種体制の構築に係る具体的な手順等を整理**
- ・臨時の接種会場を設置する際の留意点や予防接種に関する情報提供について記載

⑧ 医療

- ・感染症指定医療機関の指定、医療措置協定の締結による**医療提供体制の確保**や相談センターの整備等、時期に応じた医療提供体制の構築を記載
- ・**協定締結医療機関連携システムの構築**やブロック協議会を活用した地域の医療連携体制の構築について明記
- ・臨時の医療施設の設置等を記載

⑨ 治療薬・治療法

- ・備蓄量や備蓄する薬剤の種類等、都における**抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について明記**
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用について、国や都が講すべき措置や備蓄薬の放出方法を記載

⑩ 検査

- ・**精度管理や検査機器の整備等による検査体制の整備**や、訓練等による検査体制の維持・強化等、平時からの取組を記載
- ・初動期におけるPCR検査等の検査方法の確立や、検査実施機関等への普及について具体的な流れを明記

⑪ 保健

- ・関係機関との連携強化、人材の確保・育成等、平時からの準備について記載
- ・検査や積極的疫学調査、患者の療養先調整等の**有事の感染症対応業務において、都、保健所、東京都健康安全研究センター等が行う取組**を具体的に記載

⑫ 物資の確保

- ・平時の国や都等における**個人防護具の備蓄及び有事の行政備蓄の供出**について記載
- ・国、都及び協定締結医療機関における個人防護具の備蓄水準について明記
- ・G-MIS等を通じた個人防護具の備蓄等の状況確認や緊急配布等を記載

新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドラインの概要③

委員からの主な意見

○ 令和7年12月3日の予防計画協議部会、令和7年12月19日の保健所連絡調整部会において、「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン素案（令和7年12月3日時点）」に対し、**計15件**の意見があった。主な意見は以下のとおり。

主な意見	対応状況
まん延期に 社会福祉施設 において 集団感染が発生した際の対応や医療支援等 について、記載の充実はできないか	<p>社会福祉施設における医療支援体制等についてガイドライン素案に反映</p> <p>【追記内容】 (P138) 第8章医療 第4節対応期の対応 2(2)(ア)</p> <p>⑦ 自宅療養者や宿泊療養者、高齢者施設・障害者施設での療養者への医療の提供を行う協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）について、新型コロナ対応と同様、病院、診療所は、医師会等の関係者と連携・協力した体制整備を行い、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送や服薬指導、訪問看護等を行う。</p> <p>都は、高齢者施設・障害者施設の入所者が必要時に速やかに医療機関による医療支援を受けることができるよう、医師会等の関係機関と連携して支援体制を整備する。</p>

今後のスケジュール

令和8年2月5日 感染症対策連携協議会において報告
令和8年3月 公表予定